

令和 5 年度 教材寄贈校の募集要項

公益財団法人大電教育振興会

公益財団法人大電教育振興会は、教育環境を充実させることにより教育の機会を広げ、社会の発展に寄与することを目的として、佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）において特色ある（あるいは研究的、先進的または実験的な）学習活動などを行っている諸学校に対し、教育振興助成事業として、教材を寄贈します。

令和 5 年度は、下記要領により教材寄贈校を募集します。

記

1 対象、校数

- (1) 応募できるのは、佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）に所在する公立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校です。ただし、過去に大電教育振興会から教材を寄贈された学校は、原則申請はできません。

佐城地域とは、佐賀市、多久市、小城市です。

三神地域とは、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町です。

- (2) 寄贈校数は、全体で 8 校程度です。

(小学校・中学校：6 校程度、 高校・特別支援校：2 校程度)

2 教材の金額

1 校当たりに寄贈する教材の金額は、原則として税込みで 20 万円以内とします。

3 教材の内容

- (1) 小学校および中学校においては、特色ある理科学振興教育に寄与するもの、または総合学習の時間を利用して行う特色ある学習活動に関連して使用するものとします。
- (2) 高等学校および特別支援学校においては、授業、課外活動等の場において生徒が特色ある自然科学、社会科学、技術等の学習・研究活動に使用するもののほか、特色ある進路指導・職業教育等に使用するものとします。
- (3) 教材は、耐用年数が 1 年以上で、取得価額が 10 万円以上の資産および 1 点 10 万円未満 3,000 円以上の工具・器具・備品類とし、図書、消耗品等は除きます。

(注) 学校が行政機関の補助を受けて本来備えておくべき備品類、使用頻度が低い備品類を申請されたときは、選考委員会で選考の対象外となることがあります。

4 申込の手順等

- (1) 当財団は、佐賀県教育委員会、市町教育委員会等（以下これらを総称して「各教育事務所等」といいます。）に推薦をお願いする校数を連絡しますので、各学校への募集の

連絡は、各教育事務所等からお願いします。

- (2) 寄贈を希望される学校は、教材申請書（教材第1号様式）および寄贈希望教材一覧表（教材第2号様式）にご記入のうえ、各教育事務所等にご提出ください。教材申請書および寄贈希望教材一覧表の様式は当財団のホームページに掲載しています。
 - (3) 各教育事務所等は、応募があった学校の中から当財団に推薦する学校を選定し、当財団に書類のご送付をお願いします。
- （各教育事務所等が推薦機関です。推薦理由につきましては、学校の活動状況等について、補足する事項がありましたら記入をお願いします。）

5 申込時の留意事項

- (1) ICT機器等はモデルチェンジが激しく、製造中止等の場合がありますので、その場合は、応募の学校と相談のうえ、同等品とすることがあります。
- (2) 普通の学校用品取扱業者が取扱っていないと思われる特殊な機材等については、事務処理に手間がかかりますので、カタログのコピー、取扱業者の見積書の添付等をお願いします。
- (3) インターネット上の記載価格は、入手できない場合があります、記載しないでください。
学校用品取扱業者のカタログ価格等での記載をお願い致します。

6 当財団への申込期限

令和5年5月15日（月） ～ 令和5年7月14日（金）までに必着とします。

7 選考および結果の通知

選考は、8月下旬に選考委員会を開催して、寄贈校を決定する予定です。

採否の結果は、9月中に、各教育事務所等を通じて各学校に連絡できるようにします。

8 納品

納品は、業者選定等を経て、11月末までを目途に行う予定です。

ただし、在庫切れ等の事情がある場合を除きます。

9 決定の取消し、中止、返還

教材の寄贈を決定された学校が次のいずれかに該当したときは、寄贈の決定を取消し、寄贈を中止し、または既に寄贈した教材代金の一部または全部の返還を求めることがあるものとする。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 教材申請書に記載した利用計画の大部分を中止したとき
- (3) 1年後を目途に活用状況報告を行わないとき

1 0 活用状況の報告

活用状況の報告については、教材寄贈1年後を目途に、活用状況等について、教材活用状況報告書（教材第3号様式）の提出をお願いします。

内容は次のとおりです。

- (1) 活用状況（使用者、使用内容、使用頻度等）
- (2) 申請当初の目的達成状況
- (3) 教育的効果についての所見等
- (4) 活用状況の写真等（当日の様子など）
- (5) 今後の活用の見通し・課題

*なお、教材活用状況報告書（教材第3号様式）は、財団の理事会、評議員会、選考委員会および佐賀県への報告資料として、写真等については、当財団のホームページ等に掲載し、財団の活動レポート、学校の御紹介等に使用いたします。

1 1 問い合わせ先、申請書送付先

〒849-0114 佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈 3330 大電株式会社内

公益財団法人大電教育振興会 事務局：藤井

T E L : 0942-85-7017 F A X : 0942-51-2222

E-mail : fujii@dyden.co.jp